

独立行政法人国立文化財機構本部・東京国立博物館職員の
勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日
国立文化財機構細則第7号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤 務		始 業	終 業	休憩時間
総務課警備・お客様サービスセンター		交替制勤務（別表1のとおり）		
育児又は介護を行う職員	早出	午前7時00分 から 8時45分までの範囲	午後3時45分 から 5時30分までの範囲	午後0時から 午後1時
	遅出	午前9時15分 から 11時00分までの範囲	午後6時00分 から 7時45分までの範囲	午後0時から 午後1時

2 衛士の1週間の所定労働時間は、平成19年3月19日を起算日とする4週間ごとに平均して、1週間あたり38時間45分とする。

(本部文化財防災センターについて)

第4条 本部文化財防災センターの職員は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所職員の勤務時間・休暇等に関する細則を適用する。

2 本部文化財防災センターの職員のうち、各施設に配置の職員は、配置施設の勤務時間・休暇等に関する細則を適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月19日に改正し、平成29年4月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月13日に改正し、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年9月30日に改正し、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年3月24日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

別表1

① A 1

始業	終業	休憩時間
午前9時	午後5時45分	午前11時から午後0時まで

② A 2

始業	終業	休憩時間
午前9時	午後5時45分	午後0時から午後1時まで

③ A 3

始業	終業	休憩時間
午前9時	午後5時45分	午後1時から午後2時まで

④ B 1

始業	終業	休憩時間
午後1時	午後9時45分	午後3時から午後4時まで

⑤ B 2

始業	終業	休憩時間
午後1時	午後9時45分	午後4時から午後5時まで

⑥ B 3

始業	終業	休憩時間
午後1時	午後9時45分	午後5時から午後6時まで

⑦ C 1

始業	終業	休憩時間
午前9時	午前9時	午後0時から午後1時まで 午後7時から午後7時45分まで 午後11時から午前5時まで 午前6時から午前6時45分まで

⑧ C 2

始業	終業	休憩時間
午前9時	午前9時	午前11時から午後0時まで 午後6時から午後6時45分まで 午前1時から午前7時まで 午前7時から午前7時45分まで

⑨ C 3

始業	終業	休憩時間
午前9時	午前9時	午後0時から午後1時まで 午後6時45分から午後7時30分まで 午前1時から午前7時まで 午前7時から午前7時45分まで

⑩ C 4

始 業	終 業	休憩時間
午前 9 時	午前 9 時	午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで 午後 7 時から午前 1 時まで 午前 5 時から午前 5 時 30 分まで 午前 7 時から午前 8 時まで